

議案第28号

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成10年3月20日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年三朝町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 下水道業務に従事する職員の特殊勤務手当

第3条第2項中「100分の5」を「100分の3」に改める。

第6条第2項中「200円」を「300円」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（下水道業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第10条 下水道業務に従事する職員の特殊勤務手当は、下水道施設の維持管理、検査、工事、料金の賦課徴収、現金取扱等の業務に従事する職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、当該職員の受ける給料月額に100分の3を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。